大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、地域住民の健康の保持に必要な医療を提供するため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大宜味村立診療所	大宜味村字塩屋1306番地の62

（指定管理者による管理）

第3条　村長は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に診療所の管理を行わせるものとする。

（指定管理者の選定）

第4条　村長は、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年条例第3号。以下「指定管理条例」という。）第4条の規定及び次に掲げる基準により、診療所の指定管理者を選定するものとする。

(1)　医療法第10条第1項の規定により診療所を管理する資格を有すること。

(2)　地域住民の健康の保持に十分配慮できること。

（指定管理者の業務の範囲）

第5条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　診療所における診療に関する業務

(2)　診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

（休診日及び診療時間）

第6条　診療所の休診日及び診療時間は、規則で定める。

（利用料金等）

第7条　診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする。

2　利用料金は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく基準その他の法令等により定められた基準等に基づき算定した額とする。ただし、これにより算定することができないものは、指定管理者が村長の承認を得て定めるものとする。

（規則への委任）

第8条　この条例及び指定管理条例に定めるもののほか、診療所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。